

2022年9月10日（土）午後9時30分

2022年度前期 再チャレンジプログラム（4/5）

作成：中野知美

\* 司法試験行政法への取り組み方

☐ 会話文があるのが特徴。争点や前提条件が整理されているので注意。

☐ 問題は満遍なく、

・ 訴訟要件

・ 本案

・ その他

がそれぞれ出る。

☐ 裁量権の逸脱濫用のロジックを理解する。

☐ 法令の読み方に慣れる。

\* 平成28年公法系第2問（行政法）

〔設問1〕

本件訴訟1（本件例外許可の取消訴訟）において、X1らとX2らのそれぞれの原告適格は認められるか。

→ 訴訟要件に関する問題。

※ 大きくは、処分性か原告適格に関する問題が出ることが多い。

〔設問2〕

本件訴訟1（本件例外許可の取消訴訟）において、本件例外許可は適法であると認められるか。解答に当たっては、Xらによる本件例外許可の違法事由の主張として考えられるものを挙げて論じなさい。

→ 本案での主張の整理

※ 裁量権の逸脱濫用についてイメージをつかむ。

〔設問3〕

Xらは、本件訴訟2（本件確認の取消訴訟）において、〔設問2〕で挙げた本件例外許可の

違法事由を主張することができるか。解答に当たっては、本件訴訟1及び本件訴訟2において、いずれもXらの原告適格が認められること、〔設問2〕で挙げた本件例外許可の違法事由が認められることを前提にしない。

→違法性の承継の問題

※原則論と例外を理解する

〔設問4〕

本件訴訟2（本件確認の取消訴訟）において、本件確認は適法であると認められるか。解答に当たっては、Xらによる本件確認の違法事由の主張として考えられるものを挙げて、論じなさい。

→本案での主張の整理

※全体を通して非常に問題のボリュームが大きい

※法令の構造等を一緒に見ていきましょう。

〔設問1〕

本件訴訟1（本件例外許可の取消訴訟）において、X1らとX2らのそれぞれの原告適格は認められるか。

\*原告適格を論じるにあたっての自分なりの定義を用意しておく

例) 原告適格は、「法律上の利益を有する者」（行政事件訴訟法9条1校）に認められる。そして、「法律上の利益を有する者」とは、処分の根拠法規において法律上保護された利益を侵害される者を言い、処分の根拠法規が、不特定多数者の具体的利益をもつばら一般的公益の中に吸収解消にさせるにとどめず、個々人の個別的利益としてもこれを保護している場合もこれに含まれる。なお、かかる判断は9条2項の考慮勘案事項に沿って判断されなければならない。

\*X1とX2の違いに着目をする必要がある。

\*「法令」とそれ以外のものの違いに注意

〔設問２〕

本件訴訟１（本件例外許可の取消訴訟）において、本件例外許可は適法であると認められるか。解答に当たっては、Xらによる本件例外許可の違法事由の主張として考えられるものを挙げて論じなさい。

\* 本案の違法事由を考える際の視点

- ① 手続的瑕疵→瑕疵があったとして、これが取消事由になるか
- ② 実体的瑕疵→裁量権の逸脱濫用を疑う

\* 裁量権の逸脱濫用のイメージを掴みましょう

〔設問３〕

Xらは、本件訴訟２（本件確認の取消訴訟）において、〔設問２〕で挙げた本件例外許可の違法事由を主張することができるか。解答に当たっては、本件訴訟１及び本件訴訟２において、いずれもXらの原告適格が認められること、〔設問２〕で挙げた本件例外許可の違法事由が認められることを前提にしなさい。

\* 違法性の承継

例)

- ① 両処分が同一の目的を有し、相結合して一つの効果を有していると認められる場合で
- ② 先行処分について国民にとって争う機会が十分に保障されていない場合

〔設問４〕

本件訴訟２（本件確認の取消訴訟）において、本件確認は適法であると認められるか。解答に当たっては、Xらによる本件確認の違法事由の主張として考えられるものを挙げて、論じなさい。

- ① そもそも「公衆浴場」か
- ② 飲食スペースも「公衆浴場」か

以上